

| 根 拠 法 令 |
|--|
| (保守点検の技術上の基準) |
| 第2条 法第4条第5項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は次のとおりとする。 |
| 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。 |
| イ 前条の準則の遵守の状況 |
| ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況 |
| ハ 槽の水平の維持 |
| ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況 |
| ホ 単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況 |
| ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーン目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状況 |
| 2 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、出口及び放流管きよに異物が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉鎖しないようにすること。 |
| 3 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあっては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できること。 |
| 4 ばつ気装置及びかくはん装置にあっては、散気装置が目づまりしないようし、また機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。 |
| 5 駆動装置及びポンプ装置にあっては、常時又は一定の時間ごとに、作動すること。 |
| 6 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあっては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じない事。 |
| 7 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあっては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。 |
| 8 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあっては溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されること。 |
| 9 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあっては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。 |
| 10 平面酸化型二次処理装置にあっては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物が付着しないようにすること。 |
| 11 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあっては、適正に作動すること。 |
| 12 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあっては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われること。 |
| 13 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあっては、適正に作動すること。 |
| 14 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。 |
| 15 惡臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講ずること。 |